

令和2年4月豊橋市議会臨時会

○ 提出事件（別紙概要説明書参照）

予 算 案 2 件（うち補正2件）

条 例 案 3 件

承 認 2 件

報 告 2 件

以 上 9 件

4月市議会臨時会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第50号 市長等の給料月額の特例に関する条例

(人事課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響等に鑑み、市長等の給料月額の減額措置について、条例でこれを規定するもの

- 令和2年5月分から令和3年3月分までの市長、副市長及び教育長の給料月額を10/100減額

(令和2年5月1日から施行)

(国保年金課)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を新設するため、
現行条例の一部を改正するもの

○傷病手当金の新設

1 対象者

給与等の支給を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

2 支給の対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

3 支給額

直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た金額×
 $2/3$ ×支給対象日数

4 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間で労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

(公布の日から施行)

愛知県後期高齢者医療広域連合の新型コロナウイルス感染症に感染した者等への傷病手当金の新設に伴い、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うため、現行条例の一部を改正するもの

1 新たに行う事務

後期高齢者医療の被保険者の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務

(公布の日から施行)

[承 認]

承認第1号 専決処分の承認について
(豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

(市民税課)

地方税法等の一部改正（令和2年法律第5号。令和2年3月31日公布）に伴い、早急に現行の市税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 市たばこ税

(1) 課税免除の適用要件の見直し

製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等に係る課税免除は、卸売販売業者等が適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を申告書に記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとし、当該書類の申告書への添付を不要とする。

(令和2年4月1日から適用)

承認第2号

専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(国保年金課)

地方税法施行令の一部改正(令和2年政令第109号。令和2年3月31日公布)に伴い、早急に現行の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 課税限度額の改定

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基礎課税額	630,000円	610,000円
後期高齢者支援金等課税額	据置き	190,000円
介護納付金課税額	170,000円	160,000円

2 軽減該当所得基準の緩和

(1) 5割軽減

改正後	前年所得が、33万円+被保険者数及び特定同一世帯所属者数×28万5千円以下
改正前	前年所得が、33万円+被保険者数及び特定同一世帯所属者数×28万円以下

(2) 2割軽減

改正後	前年所得が、33万円+被保険者数及び特定同一世帯所属者数×52万円以下
改正前	前年所得が、33万円+被保険者数及び特定同一世帯所属者数×51万円以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者をいう。

(令和2年度分の国民健康保険税から適用)

[報 告]

報告第6号 専決処分の報告について

(契約検査課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和2年4月8日
- 2 変更する議決 令和元年第3号議決
工事請負契約締結について（家政高等専修学校北校舎大規模改造
工事（長寿命化））
- 3 変更内容

契約価格	変更前	291,600,000円
	変更後	292,321,600円
	差引き	721,600円

・バルコニーの手すりの補修を追加等するため

報告第7号 専決処分の報告について

(収集業務課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 専決年月日 令和2年4月14日
- 2 損害賠償の額 6,446円
- 3 事故の概況 令和2年1月28日午後1時25分頃、豊橋市平川本町三丁目1番6地先の路上において、本市職員（環境部収集業務課）がごみ収集車の助手席から降車しようとしてドアを開けたところ、側方を通過しようとした相手方所有の小型乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)